

名古屋市における緑化地域制度・緑化普及支援制度の取組み



名古屋市 緑政土木局緑地部緑化推進課

名古屋市では、「都市緑地法」に基づく「緑化地域制度」を本年10月31日から施行します。この制度は、一定規模以上の敷地で建築物を新築・増築する際に、敷地の一定割合の緑化を義務づける制度で、建築基準関係規定となっているため、条例による規制に比べ、実効性の面でより規制力の強い制度となっています。

本市の緑被率調査では、平成2年から17年までの15年間に、率にして5%、面積にして1643ヘクタールもの緑被地が失われる結果となっています。これ以上の緑の減少を食い止め、ヒートアイランド現象の抑制など都市環境を改善するためには、市域の3分の2を占める民有地の緑化が不可欠であり、これを進めるためには、実効性の高い

凡例	緑化率の最低限度	対象となる敷地面積	用途地域等 (建ぺい率の最高限度=指定建ぺい率の場合)
	20%	300㎡以上	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域の一部
	15%	300㎡以上	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種準住居地域、準工業・工業・工業専用地域
	10%	500㎡以上	近隣商業・商業地域
	20%	1000㎡以上	市街化調整区域

表 緑化率の最低限度適用概略表



図1 緑化率の最低限度適用概略図

緑化地域制度が得策であると判断し、導入に至りました。

規制の対象となる敷地面積の規模や緑化率は、表のとおりですが、緑化への取組みに、より多くの市民・事業者の参画を得るため、市街化区域全域を緑化地域として都市計画に定めています。なお、法による規制がかからない都心部の建ぺい率が80%を超える建築物についても、環境負荷の面や公平性の面から、緑化地域の場合と同様の規制をかけるべきであるとの観点から、本市「緑のまちづくり条例」により緑化率規制をかけています。

一方、規制だけでなく、緑化を誘導・支援する制度も必要であるとの声を受け、緑化施設評価認定制度・

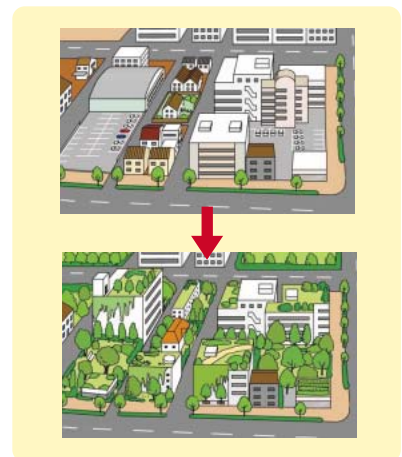


図2 緑化地域イメージ

「NICE GREEN なごや」や、自己宣言型緑化プログラム・「TEAM GREEN なごや」といった制度もこの7月から立ち上げています。これらの制度は、名古屋市がそれぞれの緑化施設や取組みに対して評価認定や承認を行うことにより、より質の高い緑化への誘導を目的に設けたものですが、これらの制度を活用して、民間金融機関が貸出金利を優遇することとしており、公と民の連携協力の下に生まれた特筆すべき制度と考えています。また、名古屋緑化基金での助成事業の予算を大幅に増やすなど支援の拡充も行っており、規制と誘導・支援の両輪により、緑あふれるまち名古屋の実現を図っていきたいと考えています。